

## 国立大学法人岩手大学理事の業務分担について

令和6年7月23日学長裁定

国立大学法人岩手大学理事に関する規則第2条第2項及び国立大学岩手大学特命理事に関する規則第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学理事の業務分担について、次のように定める。

役職名	業務分担
理事（総務・戦略企画担当）	総務に関する事 内部統制に関する事 企画に関する事 評価に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
理事（教育・学生担当）	教育に関する事 学生に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
理事（研究・地域連携担当）	研究に関する事 産学連携に関する事 地域創生に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
理事（経営戦略・DX推進担当）	経営戦略に関する事 DX推進に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
理事（経営企画担当）	経営企画に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事
特命理事（財務・労務担当）	財務に関する事 労務に関する事 基金に関する事 その他学長が特に命ずる事項に関する事

### 附 則

この学長裁定は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この学長裁定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学長裁定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学長裁定は、令和6年8月1日から施行する。